

中小企業事業主の

みなさん

ご存知ですか？



悩める経営者の
チカラになります！

最低賃金
**ワン・ストップ
無料相談**

社会保険労務士や経営コンサルタントが
中小企業事業主の悩みについて
無料で相談対応・専門家も派遣いたします。

ぜひ、ご相談ください。



厚生労働省

最低賃金引上げに向けた中小企業専門家派遣・相談等支援事業

(都道府県労働局委託事業)

最低賃金ワン・トップ無料相談とは?

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さんを支援する事業です。賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・トップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

●ご相談の一例

経営に関する相談の例

- 販路開拓
- 新規事業
- 技術指導
- 資金調達
- マーケティング
- IT活用による経営力強化・支援制度のご案内など

労務管理に関する相談の例

- 賃金、退職金、労働時間制度の見直し
- 就業規則(賃金規定など)の改正
- 高齢者雇用
- 人材育成
- 労働安全衛生対策
- 業務改善助成金などの厚労省関係支援制度などのご案内

●社会保険労務士や

経営コンサルタントなどの専門家の派遣

中小企業事業主の皆さんから、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは経済産業局が実施する事業から派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

※相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。

●中小企業専門家派遣・相談等支援事業

中小企業事業主の皆さん

相談

専門家派遣

ワン・トップ無料相談窓口 (最低賃金総合相談支援センター)

- 経営と労務管理の専門家による無料相談
- 専門家による個別課題の分析・検討
- セミナーなどの開催

連携

経済産業局が実施する 専門家相談・派遣事業



最低賃金ワン・トップ無料相談窓口はこちら

福岡県最低賃金総合相談支援センター

TEL 0120-946-617

福岡市博多区博多駅東2-5-28博多偕成ビル3階301号
福岡県社会保険労務士会内

0120-946-617

ホームページ: <http://wages.sr-fukuoka.or.jp/>

【出張相談所】

北九州地区出張相談所

開所日 毎月第1、3木曜日(祝日の場合は翌日)

相談場所 北九州市八幡東区平野1-6-1

九州国際大学1号館3F

福岡県社会保険労務士会北九州支部内



筑後地区出張相談所

開所日 每月第2、4木曜日及び第3金曜日
(祝日の場合は翌日)

相談場所 久留米市花畠2-17-2 プレアール花畠1F
福岡県社会保険労務士会県南支部内

【本事業に関するお問い合わせ先】

福岡労働局雇用環境・均等部 企画課 電話番号: 092-411-4763